



ひと、くらし、
みらいのために

せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署 (栗原市瀬峰下田50-8 電話0228-38-3131)

労働災害は大幅に増加

▶令和4年の労働災害(休業4日以上)による被災者数は、1月～9月までで**166人**です。▶この被災者数は、**令和3年同期の124人を42人上回る大幅な増加**です。

労働災害発生状況 (令和4年9月末現在)

	管内(登米・栗原)被災者数		県内被災者数	
	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
休業4日以上	124	166	2,011	2,826
死亡	1	2	8	11

労働災害緊急事態宣言

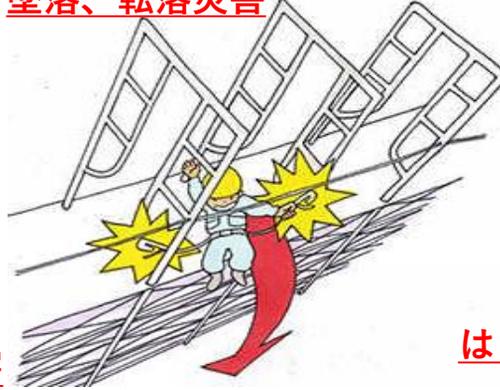
▶全体の被災者のうち、**社会福祉施設が52人と最も高い割合**を占め、次いで**製造業が28人、建設業が22人、商業が18人**の順で**高い割合**を占めています。▶**社会福祉施設**では『**動作の反動、無理な動作**』、**製造業**では『**はさまれ、巻き込まれ**』、**建設業**では『**墜落、転落**』、**商業**では『**転倒**』による災害がそれぞれ相当の割合を占めています。

▶瀬峰労働基準監督署では『**労働災害緊急事態宣言**』を発し、事業者・労働者・地域に対し労働災害の防止を更に訴えています。▶幸せを築くために働く皆さまが事業・経営・生産活動の故に労働災害に遭い、生命や健康に被害を受けることはあってはなりません。▶関係者の皆さまにおかれましては、**全員参加の労働災害防止活動**により、**一人一人の災害ゼロを一日一日積み重ね、自社の災害ゼロを実現**していただきますよう、お願いいたします。



動作の反動、無理な動作による災害

墜落、転落災害



はさまれ、巻き込まれ災害



転倒災害

過労死等防止啓発月間

▶厚生労働省では、11月を『**過労死等防止啓発月間**』と定め、**過労死等**（※）をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。▶この月間は、『過労死等防止対策推進法』に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

▶月間中は、国民への啓発を目的に、各都道府県において『過労死等防止対策推進シンポジウム』を行うほか、『**過重労働解消キャンペーン**』として、長時間労働の是正や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。▶**過労は身体機能を低下させます。また、作業中の緊張感や作業の正確さを低下させます。**▶**さらに、精神の疲労は一般に身体の疲労に比べて回復が遅いとされています。**▶これらを踏まえますと、過労は不安全行動を誘発し、労働災害が発生する可能性を高めることとなります。▶『**過労死等防止月間**』を機会に、**疲労がもたらす影響を職場で話し合い、その解消や回復を図る**ことで、労働災害の防止を更に推進していただきますよう、お願いいたします。

「**過労死等**」とは…業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

■ 過重労働解消キャンペーン

▶過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

[**過重労働解消キャンペーン特設ページ**]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

説明会があります

▶『働き方改革関連法に関する説明会』を開催します。▶ここ数年かけて改正された働き方改革関連法は中小企業でも本格運用が始まっています。▶そこで本説明会では働き方改革関連法の重要ポイントを解説するとともに、各種助成金などを紹介します。

■ **日時** 令和4年12月2日(金)14時00分～16時30分

■ **会場** 瀬峰農村環境改善センター（テアリホール）

（栗原市瀬峰大境山24-16）

【**ご質問・お問合せ先**】（厚生労働省委託会社）

エーペックスインターナショナル株式会社

電話：03-5579-2903（平日10:00～17:00）

E-mail: 36hokkai@tohoku@apex-asia.co.jp

専用ホームページ：<https://www.36kyoutei2022.com/area/hokkaido-tohoku>

○本説明会の参加には事前の予約申し込みが必要です。本説明会は、11月に専用ホームページに日時・場所等が掲載されます。掲載後のお申し込みをお願いします。